

Ⅱ 基本構想

第1章

将来像

北中城村第五次総合計画・基本構想における将来像を以下の通りとします。

絆をつむぎ躍動する田園文化村

「絆をつむぎ」に込める期待

こどもから高齢者まですべての世代が絆をつむぐ、時代とともに希薄化した絆を再びつむぐ、村民、企業、行政などまちづくりに関係する様々な主体が絆をつむぐ、年齢、性別、障がいの有無、宗教や信条などお互いの違いを認め合い絆をつむぐ、などの期待を込めました。

また、本村では第一次総合計画（昭和 52 年策定）から第四次総合計画において「平和」を将来像に盛り込んできました。人口 2 万人に満たない地方自治体として、平和の構築に向けて何が取り組めるかを模索し議論した結果、絆には、お互いを理解し、尊重しあうこと、そして村民ひとりひとりが戦争体験や平和への思いをつむぎ、共有することが平和で安らかに暮らせる社会の実現につながるとの期待を込めました。

「躍動する」に込める期待

すべての村民が、生き活きと自分らしく暮らせることへの期待を込めました。

また、本村の農水産業や観光業が、デジタル技術の活用等によりさらに発展を遂げることの期待を込めました。

さらに、近年市街地化が目覚ましいライカム地区においては、本島中南部の広域交流拠点としての役割を担うとともに、同地区を中心に村内において人・モノ・情報の往来が促進され、村民と観光客が交流できる村になることへの期待も込めました。

「田園文化村」に込める期待

本村は、緑に恵まれた風光明媚な自然や、世界遺産中城城跡をはじめとした、優れた伝統文化、歴史文化資源を有しています。特に緑地は、生物多様性の確保や都市防災機能など、多面的機能を有しており、都市化が進んでいる沖縄本島中南部において、近年重要性が高まっています。

また、本村は約 100 万人の人口を有する沖縄本島中南部に属し、居住、交通、飲食、医療などの機能が一定程度充足しております。

よって、自然環境や歴史文化などの魅力を発揮し、安全・安心で暮らしやすく、都市の利便性と自然の豊かさを享受できる村となることの期待を込めました。

第2章

まちづくりの目標と大綱

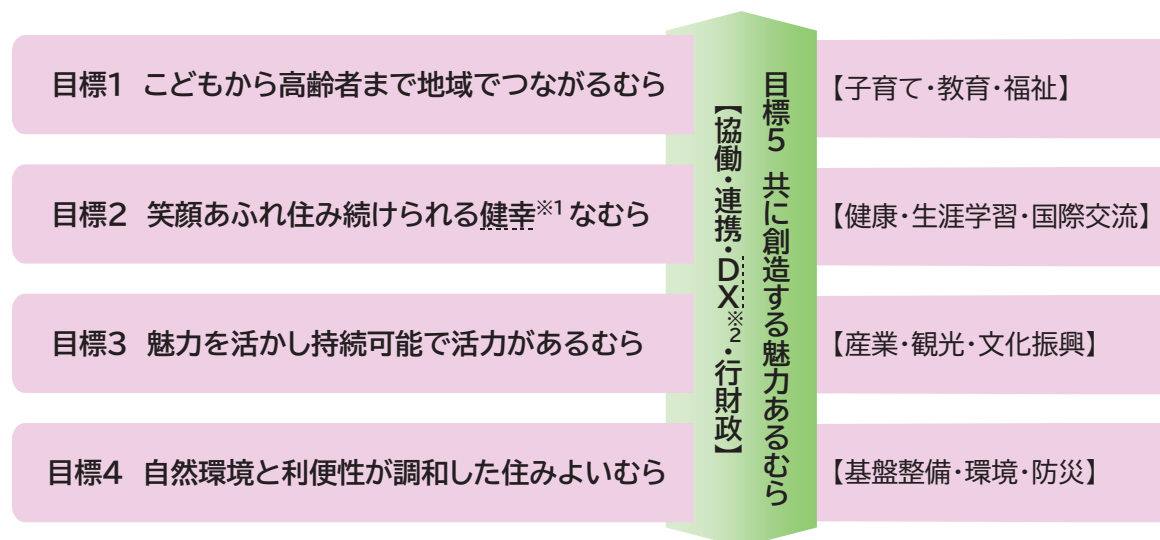
将来像“絆をつむぎ躍動する田園文化村”の実現に向けて、以下の通り、まちづくりの5つの目標を定めました。

5つの目標のうち、4つは、複数のまとまりのある分野別の目標として定め、残りの1つについては、すべてのまちづくりに通底する目標として、4つの分野別目標と横断的・総合的に取組を進めるために定めます。

5つの目標

目標		分野
分野別	目標1 こどもから高齢者まで地域でつながるむら	子育て・教育・福祉
〃	目標2 笑顔あふれ住み続けられる健康※1 なむら	健康・生涯学習・国際交流
〃	目標3 魅力を活かし持続可能で活力があるむら	産業・観光・文化振興
〃	目標4 自然環境と利便性が調和した住みよいむら	基盤整備・環境・防災
共通・横断	目標5 共に創造する魅力あるむら	協働・連携・DX※2・行財政

5つの目標の関係性イメージ



※1 健康：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

※2 DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

【子育て・教育・福祉分野】

目標1. こどもから高齢者まで地域でつながるむら

少子・超高齢社会^{※1}の到来した現代においては、こどもたちが健やかに生まれ育ち、高齢者や障がい者を含めたすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる環境整備が重要です。

また、人と人との関わり合いの重要性を再確認し、地域のつながりと支え合いを基軸に、お互いを尊重し合うとともに、多様性を認め、共生できる環境整備が必要です。

よって、児童福祉・子育て支援の充実や、学校教育の充実と地域との連携、健全な青少年育成の推進、高齢者・障がい者福祉の充実、人にやさしい環境づくりなどを進めます。

1-1 児童福祉・子育て支援の充実

子どもの貧困解消に取り組むとともに、多様化する保育、幼児教育ニーズに対応する子育てサービスの充実、居場所づくりや誰もが安心して子育てができる環境づくりを進めます。

1-2 学校教育の充実と地域との連携

学力向上の推進はもとより、キャリア教育^{※2}やICT^{※3}教育、人権・道徳教育など、人間性豊かな児童・生徒の育成を進めます。また、適切な学校施設整備と教職員の労働環境の改善を進めるほか、地域が学校運営に参画することで地域とともにある学校づくりを進めます。

1-3 健全な青少年育成の推進

子ども会や青年会活動の継続支援、児童生徒の居場所づくり、見守りによる健全な育成環境の形成など、地域の連携による健全な青少年育成を進めるとともに、困難を抱える青少年に対しては、適切な支援につながる仕組みづくりを進めます。

1-4 高齢者福祉の充実

高齢者が尊厳を保ち、生涯にわたって住み慣れた地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステム^{※4}の深化・推進を図るほか、医療、介護、生活支援などのサービス充実や地域で支え合う体制づくりを進めます。

1-5 障がい者(児)福祉の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活移行支援や介護支援、就労支援、居住支援等の充実に取り組みます。また、障がい児の地域社会への参画や学習環境等の確保に向けて、障がい児および家族に対する支援の充実を進めます。

1-6 人にやさしい環境づくり

心のバリアフリーやユニバーサルデザイン^{※5}の普及啓発、社会的弱者への支援、ジェンダー^{※6}平等や性の多様性の確保に向けた支援、社会福祉に関わる人材の確保など、人にやさしい環境づくりを進めます。

※1 超高齢社会：高齢社会が進行し、65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会。なお「高齢化社会」は人口の7%、「高齢社会」は人口の14%を超えた社会を指す。

※2 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【健康・生涯学習・国際交流分野】

目標2. 笑顔あふれ住み続けられる健康※⁷なむら

人生 100 年時代を迎えた現代において、村民ひとりひとりの健康寿命の延伸と、すべての村民が、生きがいを持ち、健康で文化的な暮らしを送ることができる社会の形成が重要です。

本村は、元気な高齢者が地域づくりに活躍し、健康長寿のむらとして認知されていましたが、近年働き盛り世代を中心として健康状態が危ぶまれる状況が見受けられます。

よって、地域保健の充実と健康増進、社会保障の持続的運営に向けた取組、生涯学習の推進と生きがいづくり、国際交流の推進や平和の継承などを進めます。

2-1 地域保健の充実と健康増進

村民が、心身の健康を維持し、住み慣れた地域で働き、暮らせるよう、乳幼児や妊産婦など次世代の健康づくりや、働き盛り世代、高齢者など、各世代に対応した健康づくりを推進するほか、手軽に健康保持増進が行えるような市街地環境の充実、感染症の発生予防やまん延防止対策の充実を進めます。

2-2 社会保障の持続的運営に向けた取組

保健事業を通じた村民の健康維持や、「健康で元気に暮らせること自体が社会貢献」であることの普及啓発、医療費の適正化や社会保障費の抑制に向けた取組を進めるほか、高齢者の社会参画と就労機会の充実を進めます。

2-3 生涯学習の推進と生きがいづくり

地域や関係機関との連携のもと、生涯学習活動を支える環境づくりや、生涯学習拠点、施設の充実を図るとともに、学んだ成果が地域に還元される「知の循環」の取組や、生涯スポーツの推進に向けた取組を進めます。

2-4 国際交流の推進と平和の継承

村内中高生や海外の本村出身関係者等の国際交流などにより、新たな時代を切り拓く広い視野を持った人材を育むための多様な交流を進めます。また、戦後 80 年以上が経過し、戦争を知らない世代が大半を占める中で、戦争体験や米軍統治下時代の実相の次世代への継承や、誰もが平和で安らかに暮らせる社会の実現に向けた活動への支援を進めます。

※3 ICT：ICTとは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

※4 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

※5 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

※6 ジェンダー：男女の生き方、役割、特性などに関して、「こうあるべきだ」と社会のなかで共有されている考え方や価値観、また、それらと関連してつくりだされた社会制度等における性のあり方。

※7 健康：身体の健康だけでなく、生きがいを持って幸せに生活できる状態のこと。

【産業・観光・文化振興分野】

目標3. 魅力を活かし持続可能で活力があるむら

地域の産業振興は、人々の定住や経済の成長を促し、地域の魅力を高め、地域全体を活性化する基盤として重要なものです。

本村は、海岸低地や台地、丘陵地など起伏に富んだ自然環境と農地、豊かな海を有しているほか、世界遺産中城城跡など歴史文化資源も数多く有しています。また、近年はライカム地区における広域交流拠点の形成も進み、県内外、国外問わず多くの来訪者が訪れています。

よって、観光・商工業の振興、農業の振興、水産業の振興のほか、地域文化の振興と継承、雇用の創出と就業支援などを進めます。

3-1 観光・商工業の振興

世界遺産中城城跡などの歴史文化資源、特色ある飲食店、豊かな自然、長寿の村としてのウェルネス^{※1} ブランドなどの地域資源を活用し、高付加価値な観光まちづくりや地域ブランディングを推進します。また、広域観光や受入体制整備などに取り組むとともに、観光行動が地域の歴史文化資源、自然資源などに及ぼす影響も注視し、持続可能な観光地づくりについて取組を進めます。

3-2 農業の振興

戦略品目^{※2}の普及や新たな品目の確立に取り組むとともに、有機的微生物群の活用など地域ブランドを活かし、戦略的農業を進めます。また、農業と健康・福祉の連携拠点形成を推進するほか、農地の保全や集約、高度利用、新規就農者の支援を図り、生産性の向上と持続可能な農業の確立を進めます。

3-3 水産業の振興

アサ（ヒトエグサ）の安定供給や、本村の特色ある水産物のブランド化推進、体験ツアーなどを通して地場製品の消費拡大などの取組を進めます。また、新規漁業者の参入促進や、地域漁業者とのネットワーク構築により持続的な水産業の確立を進めます。

3-4 地域文化の振興と継承

隣接市町村との広域的な連携により、中城城跡を核とした周辺の一体的な整備・活用を図るとともに、村内に点在する歴史文化資源の保存・継承に取り組めます。また、本村の歩みを記録する村史編纂や、郷土の歴史学習の促進、文化・芸術活動を育むことで、住民が地域への愛着や誇りを醸成するまちづくりを進めます。

3-5 雇用の創出と就業支援

今後返還が予定されている駐留軍用地の跡地利用において新規産業の創出に取り組めます。また、村内の中小企業の総合的な支援や、多様な働き方が可能な就労環境整備の促進等により、人材不足解消や、安定的な雇用環境確保と就業支援を進めます。

※1 **ウェルネス**：自分自身の心身の健康はもとより、幸せの実現に向けて積極的に取り組む状態のこと。

※2 **戦略品目**：農林水産物の市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値を高めることが期待できる品目。本村の戦略品目は、アサ（令和4年時点）。

【基盤整備・環境・防災分野】

目標4. 自然環境と利便性が調和した住みよいむら

人々が愛着をもち、暮らしつづけられるまちを形成するためには、自然環境との調和を図りつつ、利便性と快適性を備えた都市基盤が必要となります。

一方、地球規模での環境の悪化や、激甚化する自然災害への対応を図るためには、村民、事業者、行政が一体となって、安全・安心な地域社会や脱炭素社会^{※3}の実現に向けた取組を進めることが重要です。

本村には、中城城跡や御嶽などを抱く丘陵地を中心に多くの緑地が存在し、都市化が進む沖縄本島中南部における貴重な自然環境と位置づけられるほか、市街化が進行するライカム地区は、沖縄本島中南部の広域交流拠点として発展を遂げています。

よって、秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成、自然環境の保全・活用と景観形成、暮らしを支え交流を促進する交通環境の形成、脱炭素・環境共生社会の実現、上下水道の整備・環境衛生の推進、地域防災力の向上、安全・安心な住環境の確保などを進めます。

4-1 秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成

生活利便性の高いコンパクトなまちづくり^{※4}の実現に向けて、住民の理解を得ながら適正な土地利用誘導を行い、居住環境の維持改善、定住促進などに取り組みます。また、返還予定の駐留軍用地の跡地利用や、農業と健康・福祉の里づくり、ライカム地区における広域交流拠点の形成など、村の発展に資する土地利用を進めます。

4-2 自然環境の保全・活用と景観形成

丘陵地を中心に存在する緑地、農地等の自然環境の保全、活用を図るとともに、市街地や集落、沿道における緑化や、公園など村民の憩いの場の確保と適正な維持管理、良好な景観形成を進めます。

4-3 暮らしを支え、交流を促進する交通環境の形成

こどもから高齢者、障がいの有無や国籍を問わず誰もが移動しやすい公共交通環境の整備や、多様な移動手段を確保する取組を進めます。また、国や県が実施する広域道路網の整備促進を図るとともに、村道の適正な維持管理、安全・安心な歩行空間の形成、交通渋滞対策に努めます。

4-4 脱炭素・環境共生社会の実現

廃棄物の減量化や再利用の促進、廃棄物処理施設の広域整備のほか、自然エネルギー活用、環境に対する普及啓発などにより、脱炭素島しょ社会の実現や、地球環境にやさしい社会づくりを進めます。

4-5 上下水道の整備・環境衛生の推進

上水道については、良質な水の安定供給に努めます。汚水処理については、下水道や合併処理浄化槽などの整備を進めます。また、環境衛生、動物愛護の取組や、墓地の適正な規制誘導、増大が予想される葬送需要に対応する施設整備により、衛生的で安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

※3 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

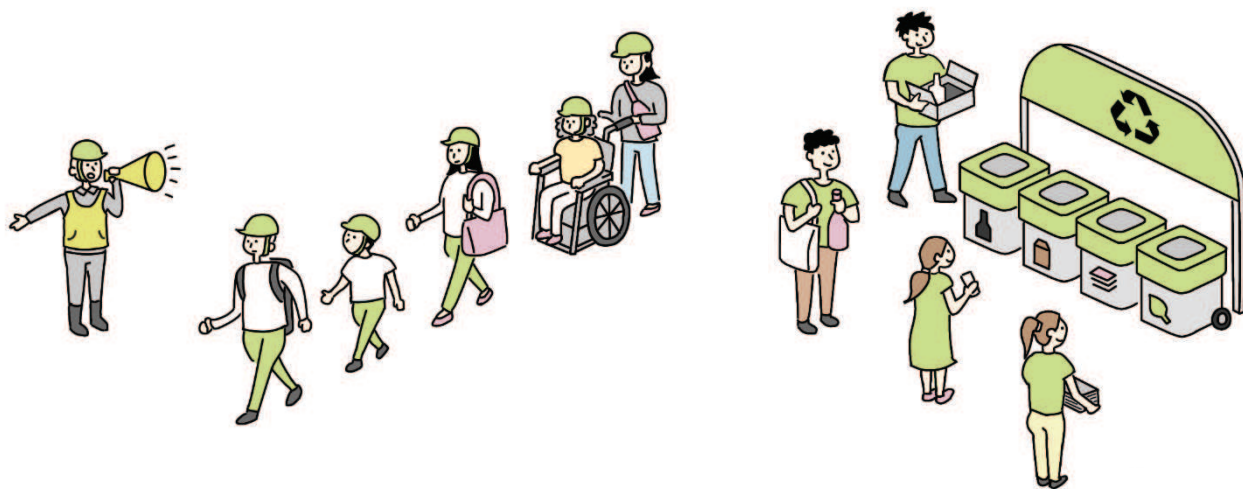
※4 コンパクトなまちづくり：人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

4-6 地域防災力の向上

災害に強い市街地形成に向けて、災害リスクのある箇所での土地利用規制や、避難場所、避難経路、災害時の多様な情報伝達手段など災害に強い環境整備を進めます。また、災害発生時の迅速な避難やその後の円滑な復旧・復興に対応できるよう、地域防災力の向上を図るとともに、消防、救急体制の拡充を進めます。

4-7 安全・安心な住環境の確保

交通安全や防犯、再犯防止対策など、安全・安心に生活できる住環境の形成を進めます。



【協働・連携・DX※・行財政分野】

目標5:共に創造する魅力あるむら

地域の魅力を創り、活気あふれるまちづくりを進める上で「村民との共創」は必要不可欠であり、村民の声を十分に把握し、市政に適切に反映することが重要です。

また、多様化、複雑化するニーズに対し行政のみで対応することには限界があり、村民、事業者等と行政がそれぞれの役割と責任のもとでより良いまちづくりを進めるとともに、まちづくりに関わる人材の確保、企業との連携、国、県、関係市町村との広域連携や、進歩を遂げる情報技術を活用した、効率的で効果的なまちづくりも重要です。

よって、村民と協働のまちづくりや官民連携、広域連携、自治体 DX※の推進、産業 DX※の促進、効率的で効果的な行財政運営、社会情勢の変化に対応できる人材の育成などを進めます。

5-1 村民と協働のまちづくりの推進

地域住民が自主的なまちづくり活動を行えるよう、まちづくり関連情報の提供を拡充するとともに、村民主体の地域活動への支援を充実させます。また、村民がまちづくりへの理解を深めるとともに、村民が行政・地域情報を共有できるようなまちづくりを進めます。

5-2 官民連携、広域連携の推進

官民連携により、民間のノウハウを活用し行政サービスの向上を進めます。広域的な課題に対しては、近隣市町村や国・県との広域連携を進めます。

5-3 自治体 DX※の推進、産業 DX※の促進

行政の保有する情報のオープンデータ化、行政手続の見直しやオンライン化、業務の自動化などにより、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を進めます。また、デジタル人材の育成支援や、農水産業や観光業などにおけるデジタル技術活用の支援により、業務効率化や生産性向上、働き方改革、新たなビジネスの創出などを進めます。

5-4 効率的、効果的な行財政運営

限られた財源や人材で、多様化、複雑化するニーズに的確に対応するため、行政組織の適正化、事務事業の合理化、公共施設等の総量縮減や集約化、財政の健全化等、施策や事業の定期的な見直し・改善することで、効率的で効果的な行財政運営を進めます。

5-5 社会情勢の変化に対応できる人材の育成

社会情勢が急速に変化していく中、質の高い行政サービスを提供するために、計画的な人材の確保や育成、柔軟な組織体制の見直し、働きやすい職場環境の形成など、職員と組織の質の向上に向けた取組を進めます。

※ DX：直訳すると「デジタル変革」。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

第3章

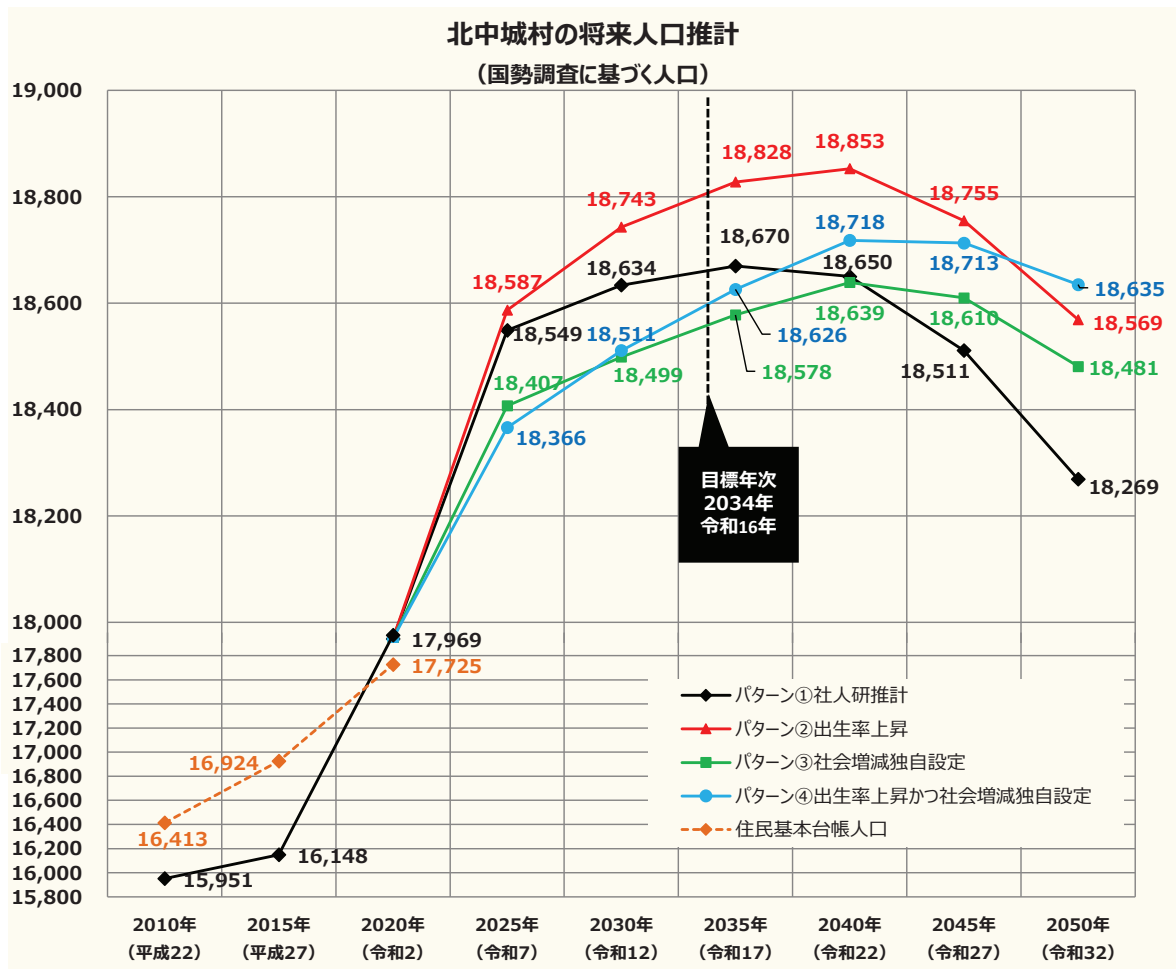
将来人口の目標 (北中城村人口ビジョン)

本計画の目標年次である令和16年度（2034年度）時点における、将来人口の目標について、以下の通り設定します。

1. 人口の将来展望

推計パターン	設定	基準人口
パターン①社人研推計	社会保障人口問題研究所推計（令和5年推計）	令和2年 国勢調査人口
パターン②出生率上昇	パターン①を基調とし、出生率が2030年までに1.88（注）まで改善する場合	〃
パターン③社会増減独自設定	パターン①を基調とし、2020年以降、若年層および子育て世代（20-44歳）増減なしで推移する場合	〃
パターン④出生率上昇 +社会増減独自設定	パターン①を基調とし、出生率が2030年までに1.88（注）まで改善し、2020年以降、若年層および子育て世代（20-44歳）増減なしで推移する場合	〃
【参考】住民基本台帳人口	（平成22年、平成27年、令和2年の各年9月末日実績値）	

（注）沖縄県ゆがふしまづくり計画（令和6年1月）の人口の将来展望において採用された合計特殊出生率1.88と整合を図る。

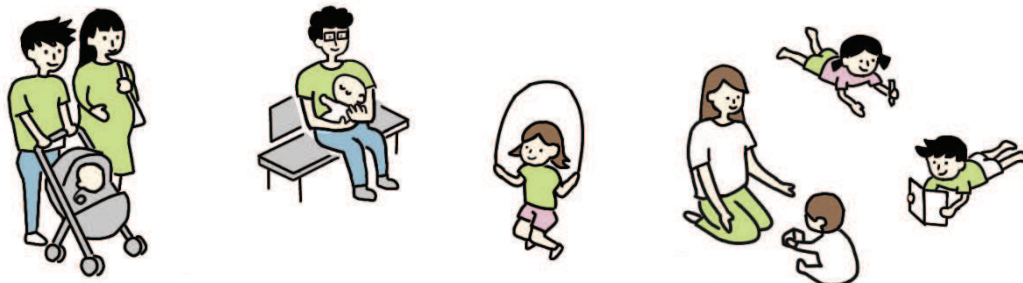


2. 人口の目標

人口の将来展望をもとに、人口推計は次のように評価されます。

- (1) 出生率改善については、目標年次（2034（令和 16）年）には 18,700 人から 18,800 人程度となり、最も人口増加に寄与すると見込まれます。
- (2) 若年層および子育て世代の流出抑制については、目標年次（2034（令和 16）年）には 18,500 人から 18,600 人となり、緩やかですが人口増加に寄与すると見込まれ、かつ人口のピーク後の減少も緩やかになると見込まれます。
- (3) 2015 年（平成 27 年）には、住民基本台帳人口が国勢調査人口を 750 人程度上回っていましたが、2020 年（令和 2 年）には、国勢調査人口が住民基本台帳人口を 200 人程度上回る傾向に転じています。

以上より、安定的な人口増に向けた結婚・出産・子育てに対する支援や、若年層の雇用の創出などを基本方向としつつ、上記推計値が令和 2 年国勢調査人口を基準として算出されたものであることと、同年時点における国勢調査人口が住民基本台帳人口を 200 人程度上回っていることを勘案し、令和 16 年度（2034 年度）における人口の目標を **18,500 人（※住民基本台帳人口）**とします。



第4章

土地利用構想

本村は、那覇広域都市圏と中部広域都市圏の影響下にある一方で、中城湾に面し台地と海岸低地に分布する住宅地は、緑豊かで良好な住環境が形成され、変化に富んだ地形や御嶽がある緑地等を大切に、大幅な土地利用の改変を避け、都市郊外の田園地域として、ゆるやかな成長を維持してきました。

法的な規制の状況をみると市街化調整区域及び農用地区域により適正な土地利用の誘導がなされておりますが、子育て世代を中心とした人口増加基調にあるなかで、定住促進や産業振興における地域活性化へつなげることが難しい状況にあります。

ここでは、上記の状況を踏まえ、保全と開発の両立を図りながら、コンパクトなまちづくり^{※1}や、産業振興及び良好な居住環境づくりに資する村土の土地利用構想を示します。

1. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地、港湾、海岸部をさし、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の多様な機能を有するグリーンインフラ^{※2}であるとともに、北中城村の特徴ある景観を形成する骨格となる地域です。中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含し、村民の生活と密接な関わりを有することから、適正な保全・管理を図ります。また、土砂災害や津波浸水などの危険性がある箇所を有していることから、危険性が低い地域における居住を誘導する土地利用計画を策定するほか、新規開発などにおいては、無秩序な開発を抑制し、防災の観点も含めた総合的見地にたった調整指導を行います。

世界遺産である中城城跡周辺については、中城城跡を核とし、広域的な利用を促し県営中城公園整備と並行しながら新しい交流と歴史と文化のシンボル拠点をめざします。

2. 市街地形成地域

市街地形成地域は、都市計画法に基づく市街化区域内の宅地化が進行している地域で、適正な規制誘導と秩序ある土地利用により、良好でゆとりある住環境の形成を図ります。

また、「持続可能」の観点から、市街地における定住促進と利便性のさらなる向上を図るとともに、ライカム地区については、村内だけでなく広域的な利用を想定した、交流、医療福祉、防災、スポーツなどの拠点の形成をめざします。

3. 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域内の集落で、周辺の自然環境や歴史文化資源との調和した地域として、居住環境の維持・改善を図ります。

また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成をめざします。

※1 コンパクトなまちづくり：人口減少・高齢化が進む現代において、出来る限り生活機能の集約化を進めるとともに、公共交通などの利便性を高め、すべての人が安心して暮らせるようまちづくりを進めること。

※2 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息地、景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能な国土づくりや地域づくりを進めるもの。

4. 農地保全地域

農地保全地域は、農業振興地域内農用地区域^{※3}を指し、農地の保全と集約化、高度利用等により生産性を高めるとともに、多様な交流・体験の場としての多面的な活用をめざします。

5. 沿道活用地域

沿道活用地域は、本村における広域幹線道路となる国道 329 号、国道 330 号及び県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）を指し、国道 329 号、国道 330 号については、立地特性を活かし、商業・業務のサービス施設の立地など、日常生活の利便性向上に資する土地利用をめざします。

また、国道 329 号、国道 330 号と連結する重要な幹線道路である県道宜野湾北中城線（県道 81 号線）については、道路拡張整備と合わせた沿道活用を検討します。

6. スポーツ・レクリエーション地域

スポーツ・レクリエーション地域は、沖縄こどもの国周辺（拡張計画地含む）、沖縄県総合運動公園周辺、しおさい公苑及びライカム地区の一部のエリアを指し、本村のスポーツ・レクリエーション等の核として、村民の憩いの場、生涯学習活動の場としての機能維持・向上を推進します。

7. 活用検討地域

活用検討地域は、村の発展に資するよう新たな土地利用を検討する地域で、東海岸一帯や荻道・大城地区、サウスプラザ地区、返還予定地のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区・喜舎場住宅地区の一部を指します。

東海岸一帯と荻道・大城地区については、本村の発展や地域の魅力向上、利便性向上に資する土地利用をめざします。

また、既に返還されているサウスプラザ地区や返還予定のキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部については、円滑な土地利用が行えるよう跡地利用計画の策定をすすめます。

8. 駐留軍用地地域

返還時期が未定の駐留軍用地については、国・県・地主会との連携を強化し、駐留軍用地の整理縮小及び返還の実現に向けた取組を継続するとともに、周辺の土地利用を踏まえて跡地の有効な利活用を検討します。

※3 農業振興地域内農用地区域：農業を推進することが必要と定められた農業振興地域の中で、集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

